

後期基本計画基本施策別一覧表

基本施策21 地域福祉の充実		めざすまちの姿	地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助け合う関係を構築し、「自助・互助・公助」という役割分担の理解と意識のもと、市民・地域・関係機関・行政が連携して地域ぐるみの福祉を推進する「地域共生社会」をめざします。		
現状	課題	個別施策の方向性 【(★)は総合戦略に関連する取組】	主な取組	主な取組に対する具体的な内容の例示	
◇少子高齢化、核家族化などの進行に伴う生活様式や価値観の変化等により、地域社会の連帯感が希薄になっている中、地域の実情に応じた適切な支援を行うためには、地域に住む人々が共に助け合い、支え合う思いやりのある地域福祉の考え方方が重要です。	地域福祉を支える各団体構成員の高齢化や少人数化に伴う、担い手不足	①地域福祉活動の推進 市民の福祉意識の醸成に努めるとともに、地域福祉活動を促進します。	①-1 地域福祉活動に取り組む市民や地域団体の相互連携及び自主的な活動の支援	ボランティアセンターと連携した活動支援・相談支援 市民活動・ボランティア活動に関する情報発信の推進によるつながり支え合う関係づくり	
◇地域福祉活動の中心的な担い手である社会福祉協議会の運営等を支援し、ボランティア連絡会、老人クラブ、民生委員児童委員などの相互連携を支援しています。			①-2 社会福祉協議会やNPO等の活動支援、地域福祉活動の担い手育成	福祉に関する学習会やシンポジウム等の開催推進 自治会福祉連絡会や学校等での福祉学習の推進	
◇ひきこもりなど悩みを抱えている人への支援として、ひきこもり相談やこころの相談等を実施し、必要な支援につなげています。			①-3 関係団体等への支援・情報共有の強化、市民が地域福祉活動に参加しやすい体制整備の促進	広報紙やホームページ等による地域福祉関連情報の発信 既存施設や空き家等を活用した気軽に集える地域の拠点づくり(通いの場、認知症カフェ、空き家の有効活用)	
◇自殺死亡率が兵庫県下でも高い状況が続いているため、自殺予防のためには「生きる支援」に関連する様々な関係機関等の取組を総動員して「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。			①-4 市民の福祉意識を高めるため、自治会等の団体を通じた福祉学習の推進や学校との協働により、児童、生徒が福祉に関心をもてる学習機会を提供します。	学校や地域、関係団体や企業への福祉施策に関する出前講座開催 学校での福祉学習・人権学習や地域に学ぶ「トライする・ウィーク」等での福祉体験等の推進 社会福祉協議会や学校と連携したボランティア活動への参加機会の増加、将来の担い手づくりの推進	
非正規雇用者やひとり親家庭、ひきこもり等、支援を要する人に対する多様な支援が必要。ひきこもりの多岐にわたる課題等に対応するため、関係機関等と連携し、必要な支援の検討が必要。	関係部署や関係機関等が連携・協働し、一体となって自殺対策を推進することが必要	②社会的孤立の解消 誰もが個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることができる地域づくりを行います。	②-1 社会の中で孤立している人の居場所や参加の機会づくり、当事者家族への支援	ひきこもり支援に関する情報発信、ひきこもり状態にある方やその家族が安心して利用できる居場所づくり、電話や来所・訪問による相談対応	
関係部署や関係機関等が連携・協働し、一体となって自殺対策を推進することが必要			②-2 人と人とのつながりづくりによる、気軽に相談でき、助け合えるネットワークづくりの推進	社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとの連携、地域支援事業などを活用した地域コミュニティづくりの支援	
関係部署や関係機関等が連携・協働し、一体となって自殺対策を推進することが必要			②-3 地域の中で孤立状態にある人の把握と適切な支援へのつなぎ	R2年度「ひきこもり実態調査」による現状分析と課題抽出・必要な支援策の検討、民生委員児童委員等による地域での見守り等を通じた必要な支援へのつなぎ	
誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進します。	③自殺対策の推進 誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進します。	③-1 相談体制の充実や地域における自殺対策ネットワークの構築、市職員や関係機関等においてゲートキーパーの養成	②-4 関係団体との連携による社会的孤立の状態にある人を対象とした訪問型支援の推進	ひきこもりサポート事業受託団体と市の保健師等の連携による戸別訪問相談、個別ケースに対応する関係機関とのネットワーク会議の開催	
誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進します。			②-5 高齢者や障がいのある人、児童への権利や人権を守るために理解促進、各制度の利用促進	関係機関との連携による高齢者・障がいのある人・児童の権利や人権の啓発及び虐待などのスムーズな支援ができる体制整備 高齢者等の権利擁護の必要性の周知、市民後見人などの育成	
誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進します。			③-2 市民や企業への啓発や、児童生徒への教育による自らの命を守る取組の促進	自殺対策連絡協議会の開催による地域の関係機関(学校、警察、消防、医師会、民生委員児童委員、消費者団体、商工会、社会福祉協議会、介護保険事業所等)とのネットワーク構築 地域の支援者(民生委員児童委員等)や市民を対象としたゲートキーパー(自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守ることが出来る人)研修の実施 精神保健福祉士や保健師による各種相談事業の実施や専門機関との連携	
誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進します。			③-3 自殺対策従事者や関係者の心のケア	「自殺対策連絡協議会」の構成団体と連携した自殺対策の普及啓発 自殺対策週間や月間における広報やホームページによる情報発信、生きる支援講演会等の実施 市内中学校を対象とした命の大切さを伝える「命の授業」の実施 支援者であるケアマネジャーや市職員、教職員等を対象としたメンタルヘルスに関する研修や交流会等の実施 保健師を対象とした未遂者支援や遺族支援のための研修会等の実施	

まちづくり指標	指標名	単位	現状値(H30実績)	目標値(R7)	数値の把握方法	目標値設定の考え方
	ボランティア活動実施人数 (ボランティア災害共済加入者数)	人/年	1,900	2,040	ボランティア活動実施人数(ボランティア災害共済加入者数) ※社会福祉協議会事業報告	ボランティア活動者が高齢化している状況の中、今後は大きな増加は困難と考えるが、関係機関と連携した取組により1年あたり20人の増加を目標とする。
ゲートキーパーの研修受講者数(市民受講者)	人/年	-	30以上	担当課保有の管理台帳	ゲートキーパー研修を年に1回は実施する計画としているため、1回約30名程度の参加を見込んで令和3年度以降の目標値は年間30名以上の受講者数とする。	

【資料③-1】

個別連 計する 計画	計画名	計画期間
	宍粟市地域福祉計画	R2～R6
	宍粟市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6
	宍粟市自殺対策計画	R1～R10

統計等数値
●家族類型別世帯割合 単独世帯(%) : (H7) 11.6、(H12) 13.5、(H17) 15.3、(H22) 17.8、(H27) 19.1